

# 第5章

地域子ども・子育て支援事業の展開  
(子ども・子育て支援事業計画)



## 第5章 地域子ども・子育て支援事業の展開 (子ども・子育て支援事業計画)

### 第1節 乳幼児期の学校教育・保育の提供

#### (1) 区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第1期本庄市子ども・子育て支援事業計画では、「本庄駅や児玉駅を中心に市街地が形成されていることや本庄早稲田駅周辺地域において新たな拠点地域が形成されていること、また、東西に延びる鉄道（JR高崎線）で分割した生活圏などの地域特性を考慮し、市全域を3区域に設定」しています。

現在において、子ども・子育て支援事業がすべての区域で不足なく提供されており、今後は市全体での子ども・子育て支援のあり方を検討していく必要があることから、本計画においては、3地区に区分されている提供区域を統合し、全市を1つとする提供区域を設定することとします。

(2) 児童数の推計

子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	582	588	592	594	593
1～2歳	1,253	1,279	1,284	1,294	1,302
1歳	628	627	633	637	640
2歳	625	652	651	657	662
3～5歳	1,995	2,023	2,022	2,054	2,088
3歳	642	646	674	673	679
4歳	697	666	670	699	698
5歳	656	711	678	682	711
6～11歳	4,192	4,206	4,294	4,348	4,357
6歳	712	683	740	706	710
7歳	670	714	685	742	708
8歳	720	685	730	700	759
9歳	673	722	687	732	702
10歳	695	694	745	709	755
11歳	722	708	707	759	723
計	8,022	8,096	8,192	8,290	8,340

※コーホート変化率法による人口推計。

### (3) 教育・保育の量の見込み

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。  
現在の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望、無償化による影響等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

#### ■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

年齢	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	666	675	675	686	697
2号認定	3～5歳	1,179	1,196	1,195	1,214	1,234
幼稚園 認定こども園	3～5歳	0	0	0	0	0
保育所 認定こども園	3～5歳	1,179	1,196	1,195	1,214	1,234
3号認定	0～2歳	739	752	756	760	764
保育所 認定こども園 地域型保育	1・2歳	560	572	574	578	582
保育所 認定こども園 地域型保育	0歳	179	180	182	182	182

#### ■計画期間における提供体制の確保（1号認定）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	697	697	<b>674</b>	<b>669</b>	<b>669</b>
特定教育・保育施設	312	312	<b>369</b>	<b>364</b>	<b>364</b>
認定こども園	222	222	<b>279</b>	<b>274</b>	<b>274</b>
うち私立幼稚園 →認定こども園	204	204	<b>246</b>	<b>231</b>	<b>231</b>
うち私立保育所 →認定こども園	18	18	<b>33</b>	<b>43</b>	<b>43</b>
小計	222	222	<b>279</b>	<b>274</b>	<b>274</b>
幼稚園（私立）	90	90	90	90	90
幼稚園（公立）	0	0	0	0	0
新制度未移行の幼稚園	385	385	<b>305</b>	<b>305</b>	<b>305</b>

■計画期間における提供体制の確保（2号認定：教育以外）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	1,234	1,234	1,240	1,255	1,255
特定教育・保育施設	1,234	1,234	1,240	1,255	1,255
認定こども園	187	187	346	391	391
うち私立幼稚園 →認定こども園	93	93	111	126	126
うち私立保育所 →認定こども園	94	94	235	265	265
保育所	1,047	1,047	894	864	864
認可外（地方単独事業）	0	0	0	0	0

■計画期間における提供体制の確保（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	182	182	185	185	185
特定教育・保育施設	180	180	183	183	183
認定こども園	29	29	54	58	58
うち私立幼稚園 →認定こども園	15	15	18	18	18
うち私立保育所 →認定こども園	14	14	36	40	40
小計	29	29	54	58	58
保育所	151	151	129	125	125
特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	1	1	1	1	1

■計画期間における提供体制の確保（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市内居住児童の 市内施設定員	582	579	590	590	590
特定教育・保育施設	575	575	586	586	586
認定こども園	107	107	203	219	219
うち私立幼稚園 →認定こども園	63	63	75	75	75
うち私立保育所 →認定こども園	44	44	128	144	144
小計	107	107	203	219	219
保育所	468	468	383	367	367
特定地域型保育事業	7	4	4	4	4
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	2	2	2	2	2
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	5	2	2	2	2

## 第2節 量の見込みと提供体制の確保

各事業の利用量を見込みます。なお、単位が「人」の場合は実利用者数、「人日」の場合は延べ利用者数であることを示しています。

### (1) 利用者支援事業

この事業は、子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。本市では、子育て支援課の窓口利用者支援専門員を配置し、身近な相談窓口として各種相談の受け付けや情報提供を行うほか、関係機関との連携調整を行っています。

今後も、引き続き適切な事業の提供に努めます。

#### ■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	箇所	1	1	2	2	2
提供体制	箇所	1	1	2	2	2

### (2) 延長保育事業

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。本市では、公立・私立の保育所、認定こども園、地域型保育施設23園で実施しています。

今後も各施設の協力を得ながら、引き続き実施していきます。

#### ■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	2,024	2,024	2,024	2,024	2,024
提供体制	人	2,024	2,024	2,024	2,024	2,024

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館等を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。本市では、公立4箇所、民間委託19箇所の計23箇所の学童保育所で実施しています。

今後も、クラブの適正規模を考慮しながら、定員数の見直しや弾力的な運用を行い、ニーズに対応していきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	906	910	914	916	918
提供体制	人	913	913	933	933	933

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに一時的に子どもを預ける事業（ショートステイ事業）です。本市では、乳児院及び児童養護施設の計5箇所と委託契約を結び実施しています。

今後は利用ニーズが高まるものと見込んでいますが、現在の提供体制を維持し、適切な事業の提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人日	35	36	37	38	39
提供体制	人日	48	48	48	48	48

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、子育て支援センターやつどいの広場など、市内9箇所で専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

今後も児童数は高止まりで推移するものと見込まれるため、引き続き適切な事業の提供に努めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み (延べ利用者(親子)数)	組	18,325	18,508	18,693	18,880	19,609
提供体制 (実施箇所数)	箇所	10	10	10	10	10

## (6) 一時預かり事業

### 1. 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

保護者の都合により幼稚園等での予定の教育時間を超えて保育の必要がある幼児に対し、通園している幼稚園等で一時的に継続して預かり、必要な保育を行う事業です。本市では、市内の幼稚園・認定こども園において実施しています。

事業の継続実施に努めます。

#### ■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	1号認定	人日	19,743	18,252	16,612	14,808	12,824
	2号認定	人日	22,130	23,621	25,261	27,065	29,049
	3号認定	人日					
提供体制		人日	41,873	41,873	41,873	41,873	41,873

※この表に示す「1号認定」とは、「子ども・子育て支援法」に基づき、施設等利用給付認定において「新1号認定」として定められる者。具体的には、専業主婦(夫)家庭、短時間就労の家庭で預かり保育を利用する者を指す。

※この表に示す「2号認定」とは、「子ども・子育て支援法」に基づき、施設等利用給付認定において「新2号認定」として定められる者。具体的には、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、共働き家庭等により預かり保育を利用する者を指す。

※この表に示す「3号認定」とは、「子ども・子育て支援法」に基づき、施設等利用給付認定において「新3号認定」として定められる者。具体的には、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象児童がいる市民税非課税世帯で共働き家庭等により預かり保育を利用する者を指す。

### 2. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。本市では、市内の保育所等において実施しています。

事業の継続実施に努めます。

#### ■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み		人日	3,943	3,982	4,022	4,062	4,103
提供体制	一時預かり	人日	25,426	25,426	25,426	25,426	25,426
	ファミリー・サポート・センター	人日	40	40	40	40	40
	トワイライトステイ	人日	0	0	0	0	0

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。本市では、生後6か月から小学校6年生までの児童を対象に事業を提供しています。

今後も関係機関との連携を深めながら、事業の提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み		人日	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137
提供体制	病児保育事業	人日	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137
	病児対応型	人日	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
	病後児対応型	人日	720	720	720	720	720
	体調不良児型	人日	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	非施設型 (訪問型)	人日	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター (病児対応型)	人日	0	0	0	0	0

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童のいる保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、互いに一時的な育児等の援助活動を行う事業です。本市では、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会に委託して事業を提供しています。依頼会員（援助を受けたい人）と援助会員（援助できる人）、両方会員（援助を受け、また援助できる人）を募って事業を提供しています。

今後も、社会福祉協議会によるファミリー・サポート・センター事業の提供に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み		人日	1,550	1,600	1,600	1,600	1,700
提供体制		人日	2,430	2,454	2,478	2,502	2,527

### (9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が乳児の体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等の案内を行う事業です。

引き続き、市の健康推進課により事業を実施していきます。支援が必要と判断された家庭について、適宜関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供に努めます。

#### ■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	582	588	592	594	593
提供体制	人	582	588	592	594	593

### (10) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に対する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。本市では、健康推進課の保健師や助産師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の必要な支援を行っています。

#### ■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	140	142	147	149	152
提供体制	人	140	142	147	149	152

### (11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦健康診査や超音波検査等を行う事業です。

引き続き、埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等における受診体制の確保を図ります。また、受診できる医療機関の拡大に努め、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

#### ■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	582	588	592	594	593
提供体制	人	600	600	600	600	600

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、幼児教育・保育に係る費用に加えて副食費も合わせて無償化することで、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図っています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていませんが、子育て環境の変化等に合わせ、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

## 第3節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって

### (1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校及び児童福祉施設として認可されています。

本市では、平成29年度に認定こども園が2箇所設置されており、1号認定から3号認定までの児童を受け入れています。今後も、運営事業者の経営基盤の安定化と地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、基本的に施設並びに運営事業者の意向を尊重しつつ、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行を推進することとします。保護者の就労環境の変化や子どもの生活環境などの変化などにより、多様化する保育・教育ニーズへの対応を図っていきます。

### (2) 幼稚園及び保育所、小学校との連携

本市の幼稚園及び保育所、認定こども園、小学校、関係団体等との連携を強化し、子どもの成長を切れ目なく支援していける環境づくりを進めていきます。

### (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは保護者のニーズに適切に応えるように、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また、埼玉県や施設所在地である市町村との連携・情報共有を図り、特定子ども・子育て支援施設等の確認等を適切に行います。